

## 4. 年度更新の手続

### (1) 申告・納付期限

7月10日

※ 申告・納付期限が土曜日に当たるときはその翌々日、日曜日に当たるときは、その翌日が納期限となります。

もし、申告・納付期限をすぎると……

- 労働保険事務組合に対する報奨金が交付されません。
- 追徴金及び延滞金を徴収されることがあります。

#### <延納する場合の納付期限>

	納付期限	口座振替日
1期	7月10日	9月8日
2期	11月14日	11月14日
3期	2月16日	2月16日

※ 納期限及び口座振替日が土曜日に当たるときはその翌々日、日曜日に当たるときはその翌日が納期限及び振替日となります。

### (2) 申告書内訳（電子）について

- ※ 申告書内訳等を電子媒体（CD 又は DVD）で提出する場合でも、紙媒体での提出は必要になります。
- ※ 電子媒体の提出期限も申告・納付期限と同様です。
- ※ 厚生労働省が指定した、データ形式で作成してください。

令和7年度以降の年度更新においては、「申告書内訳情報（新データ形式）」の CSV 形式のみ提出可能となりますのでご注意ください。

- ※ 詳細は厚生労働省作成「労働保険 年度更新 申告書の書き方」及び厚生労働省HPをご確認ください（以下抜粋です）。
  - ・ DVD・CDはウイルス対策ソフト等で事前にウイルスチェックを行ってください。
  - ・ 申告書内訳(電子)のデータ内容は、年度更新時に提出する申告書内訳(紙)と同じ内容です。

ただし、第2種特別加入保険料に係る申告書内訳(組様式第6号(乙))及び第3種特別加入保険料申告内訳(海特様式第1号)に係る内容は含みません。

- ・ DVD、CDのラベルには、①～⑤について記載してください。
  - ① 事務組合の名称
  - ② 労働保険番号…全ての労働保険番号を記載(枝番号は不要)別紙も提出可。
  - ③ 「令和〇年度申告書内訳」の記載
  - ④ 作成日付
  - ⑤ 口座振替を行っている場合には「口座振替」と記載

事務組合委託事業場のデータ管理のシステム化促進を図ることを目的として、事務組合が「保険料・一般拠出金申告書内訳」の内容が保存された電子媒体を提出した場合には報奨金（電子化分）の対象となります。



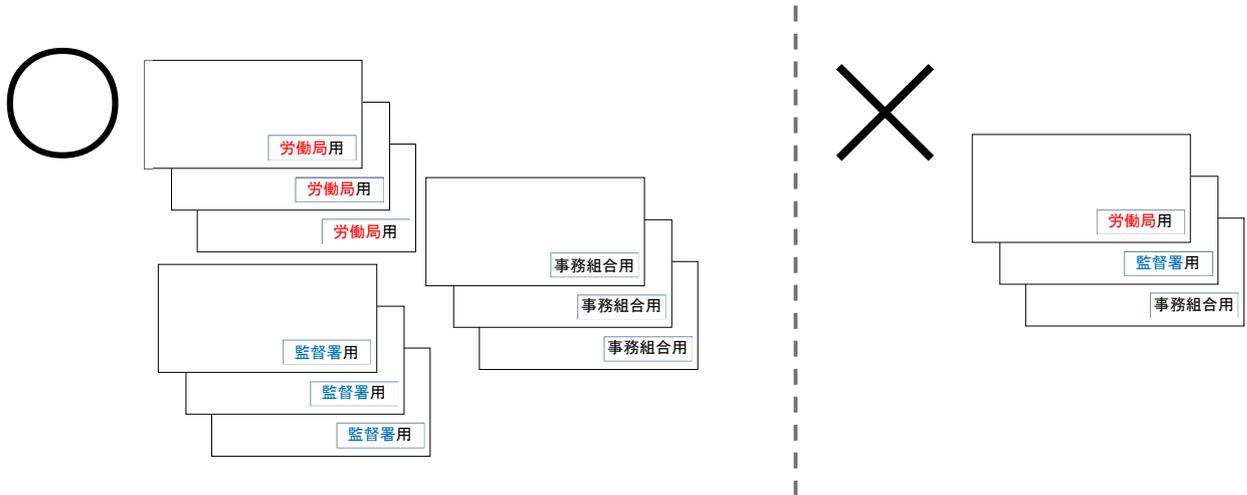
### (3) 申告書等提出先及び主な提出方法

○ 申告書提出先: 埼玉労働局総務部労働保険徴収課

提出書類	基幹番号末尾							
	0 (1)	2 (3)	4	5	6 (7)	8		
						(一人親方)	(海外派遣)	
<b>【様式第6号(甲)】</b> 労働保険概算・確定保険料等申告書 (2枚複写)	○	○	○	○	○	○	○	○
[1枚目の提出用を提出、2枚目の事業主控は事務組合用] ※ 年度更新で必ず提出。資金集計表及び資金等の報告は提出不要								
※システム使用事務組合 出力 <b>【組機様式第9号】</b> 労働保険事務組合保険料等 申告書内訳総括表(3枚)	△	△	△	△	△			
[労働局用・監督署用を提出、事務組合控は事務組合用] ※ 基幹番号末尾2(3)については監督署用は不要								
※システム使用事務組合 出力 <b>【組機様式第10号】</b> 及び【続紙】 保険料・一般拠出金申告書内訳(3枚)	○	○	○	○	○			
[労働局用・監督署用を提出、事務組合控は事務組合用] ※ 基幹番号末尾2(3)については監督署用は不要								
※システム未使用事務組合 <b>【様式第6号(甲)】</b> 保険料・一般拠出金申告書内訳 (3枚複写)	○	○	○	○	○			
[労働局用・監督署用を提出、事務組合控は事務組合用] ※ 基幹番号末尾2(3)については監督署用は不要								
<b>【別紙様式第2号】</b> 特別加入保険料算定基礎額特例 計算対象者内訳(2枚複写又は2枚)	○		○	○	○	○	○	○
[1枚目を提出、2枚目は事務組合用] ※ 年度更新以前に提出したのものについてはコピーを提出								
※システム使用事務組合 出力 <b>【組機様式第8号】</b> 労働保険等 一括有期事業総括表 算定基礎資金等の報告 (3枚)				○				
[労働局用のみ提出(監督署控は不要)。事務組合控・事業主控は事務組合用] ※ 控えは事務組合控か事業主控のどちらかだけでも可								
※システム未使用事務組合 <b>【別添様式】</b> 労働保険等 ○年度一括有期事業 総括表(建設の事業)(2枚複写)				○				
[労働局用のみ提出(監督署控は不要)。事務組合控・事業主控は事務組合用] ※ 控えは事務組合控か事業主控のどちらかだけでも可								
<b>【様式第7号(第34条関係)(甲)】</b> 労働保険一括有期事業報告書 (建設の事業)(2枚複写)				○				
[提出用(旧様式の場合、正)のみ提出、事業主控は事務組合用]								
<b>【様式第7号(第34条関係)(乙)】</b> 労働保険一括有期事業報告書 (立木の伐採の事業)(2枚複写)			○					
[提出用(旧様式の場合、正)のみ提出、事業主控は事務組合用]								
<b>【組様式第6号(乙)】</b> 保険料申告書内訳(第2種特別加入 保険料)(3枚複写)						○		
[労働局用・監督署用を提出 事務組合控は事務組合用]								
<b>【海特様式第1号】</b> 第3種特別加入保険料申告内訳 <b>【海特様式第2号】</b> 名簿 (それぞれ3枚複写)							○	
[1, 2枚目を提出、 3枚目は事務組合用]								

## 提出時の注意事項

- 申告書内訳及び一般拠出金内訳などの各種様式については、申告書の労働保険番号別に分け、さらに各様式ともそれぞれの提出先（『労働局用』、『監督署用』、『事務組合控』）ごとに、束ねて提出してください。



## (4) 納付先及び納付方法

- 納付先: 日本銀行(代理店を含む)、郵便局又は埼玉労働局

日本銀行(代理店及び歳入代理店を含む)又は郵便局に納付する場合は、納付書の部分を申告書から切り離し、納付書のみを金融機関に提出してください。

## 口座振替の注意事項

- 口座振替納付制度利用事務組合については、口座振替日前に事前通知が送付されるので、振替額及び振替口座の残高を確認してください。また、口座振替後には、結果のお知らせが送付されます。
- メリット事業を委託解除した場合など、年度更新で確定のみの申告で労働保険番号が廃止になる分については、その労働保険番号については口座振替が行われませんので、手納付してください。

## (5) メリット制適用事業場の年度更新

メリット制とは、一定規模以上の事業について災害率の高低に応じて労災保険料率から非業務災害率を減じた率を最大 40%の範囲内で増減させる制度です(立木の伐採事業については 35%)。メリット制適用事業場の年度更新については、いくつか注意点があります。

### 1. 申告書内訳の注意点 (事務組合で作成)

メリット制適用事業については、基幹番号全体の申告書内訳とは別個に申告書内訳を作成する必要があります。その際、以下の点に注意して作成してください。

- 「申告書内訳」及び「一般拠出金内訳」は一般事業場とは分けて、メリット事業場のみの内訳にまとめて記入し、上部余白に『**メリット適用分**』と朱書してください。

※ メリット適用分の内訳については、合計欄の記入は必要ありません。



### 2. 申告書の注意点 (国から送付されるものを記入)

メリット制適用事業については、基幹番号本体の申告書 (枝 000) とは別個に申告書が作成されます。メリット料率は年度単位で適用し、申告書の作成パターンは以下の 4 つがあります。

#### 【例】基幹番号999990における枝003の事業場に係るメリット制適用

(基準料率…本来の労災保険料率)

	R6 年度更新(前年度)		R7 年度更新(今年度)		国から送付されるもの	枝003の申告方法
	R5確定	R6概算	R6確定	R7概算		
継続 メリット	メリット料率	メリット料率	メリット料率	メリット料率	・ 申告書2枚 (枝000・枝003) ・ 「労災保険料率決定通知書」	確定・概算を枝003の申告書で申告
	基準料率	メリット料率	メリット料率	メリット料率		
新規 メリット	基準料率	基準料率	基準料率	メリット料率	・ 申告書2枚 (枝000・枝003) ・ 「労災保険料率決定通知書」	確定・概算を枝003の申告書で申告 (枝000の申告書のR6申告済概算には枝003分のR6申告済概算が除かれて印字される)
今年度 メリット落ち	メリット料率	メリット料率	メリット料率	基準料率	・ 申告書2枚 (枝000・枝003)	確定・概算を枝003の申告書で申告
	基準料率	メリット料率	メリット料率	基準料率		
前年度 メリット落ち	メリット料率	基準料率	基準料率	基準料率	・ 申告書1枚 (枝000)	枝000の申告書に含めて申告 (枝000の申告書のR6申告済概算には枝003分のR6申告済概算が含まれて印字される)

※ メリット制適用事業場が複数ある場合は、その数だけ申告書を作成することになります。

### 3. 新年度4月1日以降にメリット事業場の委託を受けた場合

申告の際は、委託前の労働保険番号で通知された『労災保険率決定通知書』の写しを添付していただいた上で、以下のとおり申告してください。

- (口座振替制度**未利用**事務組合) メリット事業場ごとに「申告書」を作成してください。
- (口座振替制度**利用**事務組合) 当該メリット事業場分の「申告書」を本体(枝番号-000)と別に作成しても、その分の新年度第1期概算保険料の納付は口座振替の対象外となりますので、単体で「申告書」を作成せずに、**本体(枝番号-000)の「申告書」**に含めて申告してください。

#### 4. 一括有期事業総括表の作成における注意点

メリット事業場における一括有期事業総括表の保険料率は「メリット料率」欄を使用しますが、以下に注意してください。

- ① 年更申告書と一緒に送付される「労災保険率決定通知書（以下、「通知書」という。）」は、令和7年度概算における通知となります。
- ② 令和6年度確定にあたっては、昨年送付した「通知書」又は3月に埼玉労働局から送付している事務連絡「委託事業場のメリット制の適用について」の増減率により作成してください。  
※ 今回送付される「通知書」は、令和7年度確定保険料の算定に使用しますので、令和8年度の年度更新まで保管しておいてください。
- ③ 「通知書」の「業種番号」は、主たる事業の番号を記入していますので、他の種類の事業がある場合には下表の事業の種類別に、同じ増減率欄に記載のそれぞれの労災保険率を適用してください。

(例) メリット増減率が増10%の事業の場合は下表を縦に見ていただき

業種番号33（舗装工事業）は9.84

業種番号35（建築事業）は10.39

業種番号37（その他の建設事業）は16.44

の率を用いることとなります。

業種番号	事業の種類	令和6年度確定保険料率（一括有期事業）																
		年度増減率																基準率
		-40	-35	-30	-25	-20	-15	-10	-5	基準率	+5	+10	+15	+20	+25	+30	+35	+40
31	水力発電施設 ずい道等 新設事業	「水力発電・ずい道等新設事業」のメリット料率については、同封の「年度更新申告書の書き方」をご覧くださいか、埼玉労働局労働保険徴収課(048-600-6203)まで直接お問い合わせ下さい。																
32	道路新設事業	6.840	7.360	7.880	8.400	8.920	9.440	9.960	10.480	11	11.520	12.040	12.560	13.080	13.600	14.120	14.640	15.160
33	舗装工事業	5.640	6.060	6.480	6.900	7.320	7.740	8.160	8.580	9	9.420	9.840	10.260	10.680	11.100	11.520	11.940	12.360
34	鉄道又は 軌道新設事業	5.640	6.060	6.480	6.900	7.320	7.740	8.160	8.580	9	9.420	9.840	10.260	10.680	11.100	11.520	11.940	12.360
35	建設事業	5.940	6.385	6.830	7.275	7.720	8.165	8.610	9.055	9.5	9.945	10.390	10.835	11.280	11.725	12.170	12.615	13.060
36	機械装置の組立て 又は 据付けの事業	3.840	4.110	4.380	4.650	4.920	5.190	5.460	5.730	6	6.270	6.540	6.810	7.080	7.350	7.620	7.890	8.160
37	その他の 建設事業	9.240	9.960	10.680	11.400	12.120	12.840	13.560	14.280	15	15.720	16.440	17.160	17.880	18.600	19.320	20.040	20.760
38	既設建築物 設備工事業	7.440	8.010	8.580	9.150	9.720	10.290	10.860	11.430	12	12.570	13.140	13.710	14.280	14.850	15.420	15.990	16.560

(注) この表の保険率には、通勤災害に係る率1000分の0.6が含まれています。